

■本庁代表 ☎ (56) 1111

■総合支所代表 ☎ (59) 3111

県立藤枝特別支援学校から 小中学部の学校見学・相談

県立藤枝特別支援学校

●わんぱく教室（小学部）

お子さんの就学について特別支援学校を考えているご家庭に、就学前療育と相談を実施します。

第1回 6月15日金または6月29日金

第2回 7月31日火または8月2日木

第3回 11月16日金または11月30日金

場所 県立藤枝特別支援学校

対象 藤枝特別支援学校への就学を考えている年長児とその保護者

申込締切 5月18日金

【問】 県立藤枝特別支援学校小学部

☎054 (636) 1892 FAX054 (636) 3241

●親子体験入学（中学部）

学校見学会および保護者説明会

日時 5月29日火

親子体験入学

日時 9月25日火、26日水のいずれか

申込締切 5月11日金

【問】 県立藤枝特別支援学校中学部

☎054 (636) 1893 FAX054 (636) 3241

損害保険全般の相談などは そんぽADRセンターまで

日本損害保険協会静岡支部

この4月から、「自動車保険請求相談センター」「そんぽADRセンター」「そんがいほけん相談室」の3組織を統合し、新しい「そんぽADRセンター」として再編することになりました。4月以降は「そんぽADRセンター静岡」で、県内の交通事故相談を含む損害保険全般の相談、照会、苦情を受け付けます（相談無料）。

相談内容 交通事故相談を含む損害保険全般の相談、照会、苦情

相談日 月～金（祝日除く）

時間 午前9時15分～午後5時

※専門相談員が電話や来訪での相談に

内閣府から みんなで守る交通ルール

- 子どもと高齢者の事故防止
- 自転車の安全利用促進
- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底
- 飲酒運転の根絶

内閣府の交通安全対策は…
<http://www8.acao.go.jp/koutou/index.html>

4月1日から大鉄との乗り継ぎなどがスムーズに 町営バス南部路線のダイヤを改正します

4月1日から町営バス南部路線のダイヤが変わります。主な変更点は次のとおりです。

① 大井川鐵道との乗り継ぎがスムーズになります。

② 下泉駅止まりだった「小井平発最終便」を、久野脇まで運行を延長します（せせらぎ号）。

新しいダイヤは、これから配付する「川根本町バスマップ・時刻表」をご覧ください。



皆さんの生活にバスを取り入れてみませんか。何か新しい出会いや発見があるかもしれません。

企画課環境室 ☎ (56) 2221

応じます。来訪の場合は事前に電話を。

場所 日本損害保険協会そんぽADRセンター静岡（静岡市葵区呉服町1-1-2

呉服町スクエア8階）

【問】 ナビダイヤル（全国共通）

☎0570 (022) 808

I P電話・P H S ☎054 (333) 5051

県勤労者総合美術展を4月上旬開催、ご来場ください

県労働者福祉協議会

県内の労働者が余暇を活用して、健全な文化に親しむ機会を広げ、心の豊かさを求め、ゆとりある生活の充実を目的として4月上旬に美術展を開催します。

開催期間 4月11日火～4月15日水

時間 午前10時～午後5時

会場 グランシップ展示ギャラリー

展示作品 絵画、書、写真、手工芸、

コンピューターグラフィックなど

詠進期間 ~9月30日火（当日消印有効）

詠進先 〒100-8111宮内庁（詠進歌と記入）

【問】 宮内庁式部職あて郵送で送付

http://www.kunaicho.go.jp/

25年歌会始の詠進の要項 お題は「立」の字に決定

宮内庁

平成25年歌会始のお題は「立」。「立志」「立春」のような熟語でも、「立つ」「立ち上がる」などでも構いません。

詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で、一人一首、未発表のものに限ります。書式は半紙を横長に使い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話、氏名（ふりがな）、生年月日、職業を縦書きで書いてください。全て毛筆。ただし代筆も可能です。

次のは失格となります。①お題を詠み込んでいない②短歌の定型ではない③用紙が縦長④一人二首以上⑤毛筆ではない⑥既に発表されたものと同一または類似したもの⑦ほかの出版物などで発表したもの⑧住所、氏名などが書かれていません。

詠進期間 ~9月30日火（当日消印有効）

詠進先 〒100-8111宮内庁（詠進歌と記入）

【問】 宮内庁式部職あて郵送で送付

http://www.kunaicho.go.jp/

4月から本格的に実施します 不燃ごみの分別方法が変更に

4月から不燃ごみは最終処分の関係で、「金属類」と「ガラス・陶磁器類（せとももの）」に分別して出すように変更となりました（下表）。今年2月から試験的に実施した不燃ごみの分別変更是、4月から本格的に実施します。次のこと注意して出すようにしてください。

●「金属類」と「ガラス・陶磁器類（せとももの）」と表示されたコンテナに分類して入れてください。

●不燃ごみを入れてきた袋などは、必ず持ち帰ってください。

●大きな不燃ごみはコンテナに入りませんので、コンテナの外に置いてください。

収集日については、3月

に各家庭に配布した「平成24年度版 川根本町家庭ごみ・資源回収カレンダー」で確認してください。ごみの分別の仕方についても、同様に配布した「平成24年度版 ごみの出し方ガイド」（右図）を参考に分別してください。



同ガイド内には「ごみ分別辞典」を新たに追加しましたので、その他のごみ・資源類の分別について活用してください。

24年度からの不燃ごみの扱い方（例）

平成23年度	平成24年度
なべ・やかん	なべ・やかん
フライパン	フライパン
電子レンジ	電子レンジ
ドライヤー	ドライヤー
扇風機	扇風機
ストーブ	ストーブ
ファンヒーター	ファンヒーター
ビデオデッキ	ビデオデッキ
自転車	自転車
せともの	せともの
食器類	食器類
土鍋	土鍋
ガラス	ガラス
化粧品のびん	化粧品のびん

生活健康課町民室 ☎ (56) 2222 住民生活室 ☎ (58) 7070

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当の受給者の皆さんへ 4月分から手当額が変わります

児童扶養手当などの額は、物価変動に応じて自動的に改定される「自動車価格制」がとられています。平成24年度の手当額は、平成23年の消費者物価指数下落分（マイナス0.3%）にあわせ、政令により次のように改定されました。

児童扶養手当 全額支給（月額）

41,550円（平成23年3月分まで）→41,430円（平成24年4月分から）

児童扶養手当 一部支給（月額）

41,540～9,810円（平成23年3月分まで）→

41,420～9,780円（平成24年4月分から）

特別児童扶養手当1級（月額）

50,550円（平成23年3月分まで）→50,400円（平成24年4月分から）

特別児童扶養手当2級（月額）

33,670円（平成23年3月分まで）→33,570円（平成24年4月分から）

特別障害者手当（月額）

26,340円（平成23年3月分まで）→26,260円（平成24年4月分から）

障害児福祉手当（月額）

14,330円（平成23年3月分まで）→14,280円（平成24年4月分から）

経過的福祉手当（月額）

14,330円（平成23年3月分まで）→14,280円（平成24年4月分から）

不明な点は問い合わせ先までお電話ください。
なお、支給開始年月が平成24年3月以前の証書を持っている人は、本来なら証書を提出していただき今回の改定にかかる所要事項（改定後の手当月額、改定年月、改定理由など）を記載する必要がありますが、手続きの簡素化を図るために、所得状況届査後の新証書に改定後の手当月額を記載することとします。
それまでの間、証書に改定後の手当月額などが記載されませんのでご了承ください。

児童扶養手当 県健康福祉部こども家庭課母子班 ☎054 (221) 2365、中部健康福祉センターこども家庭課こども家庭班 ☎054 (644) 9276、町福祉課福祉室 ☎(56) 2224、総合支所福祉介護室 ☎(58) 7071

特別児童扶養手当・特別障害者手当など 県健康福祉部障害福祉課身体障害福祉班 ☎054 (221) 2367、中部健康福祉センター障害福祉課障害福祉班 ☎054 (644) 9279、町福祉課福祉室 ☎(56) 2224、総合支所福祉介護室 ☎(58) 7071

福祉課福祉室 ☎(56) 2224、総合支所福祉介護室 ☎(58) 7071

内閣府から みんなで守る交通ルール

- 子どもと高齢者の事故防止
- 自転車の安全利用促進
- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底
- 飲酒運転の根絶

内閣府の交通安全対策は…
<http://www8.acao.go.jp/koutou/index.html>

川根本町の人口

平成24年3月1日現在

世帯数	3,030世帯	(−6)	【42】	出生	1人	【0】
総人口	8,241人	(−30)	【72】	死亡	12人	【0】
男性	4,039人	(−14)	【20】	転入	11人	【2】
女性	4,202人	(−16)	【52】	転出	30人	【2】